
青森都市計画事業石江土地区画整理事業施行規程を廃止する 条例の制定について

1 廃止する理由

平成14年度から実施してきた青森都市計画事業石江土地区画整理事業が令和5年度に完了したことに伴い、青森都市計画事業石江土地区画整理事業施行規程を廃止するものである。

2 青森都市計画事業石江土地区画整理事業施行規程について

制定根拠 : 土地区画整理法第53条第1項

制定年月日 : 平成17年4月1日

定めている事項: 事業の名称、施行地区に含まれる地域の名称、費用の分担、保留地の処分方法 等

3 青森都市計画事業石江土地区画整理事業の概要

施行者: 青森市

施行面積: 46.2ha

総事業費: 約17,250,000千円

4 青森都市計画事業石江土地区画整理事業の主な経過

都市計画決定: 平成14年2月8日 事業区域の決定

事業計画認可: 平成15年3月14日 事業実施の決定

工事・移転: 平成16年～平成27年 宅地造成・道路等工事・建物移転

換地処分: 平成30年6月29日 換地処分の公告

町界・町名変更: 平成30年6月30日

保留地処分: 令和4年12月23日 処分完了

清算金事務: 平成30年8月27日 清算金確定通知

徴収事務(分割納付あり)～令和5年6月完了

事業施行期間: 平成15年3月14日～令和6年3月31日

5 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。